

**数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
変更等の届出に関する提出要領（令和7年度用）**

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱（以下、「実施要綱」とする。）第四条に基づき、認定を受けた教育プログラムを変更又は廃止した場合に文部科学大臣に届け出る様式等については、本要領によるものとします。

1. はじめに

認定を受けた教育プログラムは、以下の要件を満たしていることが前提です。一方で、自己点検・評価等に基づき教育プログラムを改善していくことが基本となることから、「どのような場合に変更（廃止）の手続きを要するのか」について、「2. 変更（廃止）の手続き（p.3以降）」に詳細をまとめています。

【認定要件】

<リテラシーレベル・応用基礎レベル共通>

- 教育プログラムを構成する授業科目が、正規の教育課程に位置付けられている卒業単位として認められる授業科目であること
- 教育プログラムの名称、身に付けることのできる能力、修了要件、開設される授業科目、授業の方法及び内容並びに実施体制を記載した実施計画を定め、公表していること。
- 学生に対し当該教育プログラムの履修を促す取組が行われていること。
- 当該教育プログラムについて自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。
- 当該教育プログラムを1年以上実施した実績があること。

<リテラシーレベルの場合>

- モデルカリキュラム（リテラシーレベル）に準拠し、5つの審査項目（表1）に対応する授業科目を教育プログラムの修了要件としていること
- 学生が学部・学科に関わらず履修可能な形で開講されていること
- 複数学部等（人文・社会科学等を含む）から教育プログラムの履修者がいること

表 1 【リテラシーレベル】認定時の審査項目とモデルカリキュラムの対応箇所

項目	5つの審査項目	モデルカリキュラム対応箇所
項目①	● 数理・データサイエンス・AIは、現在進行中の社会変化（第4次産業革命、Society 5.0、データ駆動型社会等）に深く寄与しているものであること、また、それが自らの生活と密接に結びついているものであること。	導入 1-1. 社会で起きている変化 1-6. データ・AI利活用の最新動向
項目②	● 数理・データサイエンス・AIが対象とする「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題を解決する有用なツールになり得ること。	導入 1-2. 社会で活用されているデータ 1-3. データ・AIの活用領域
項目③	● 様々なデータ利活用の現場におけるデータ利活用事例が示され、数理・データサイエンス・AIは様々な適用領域（流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスクエア等）の知見と組み合わせることで価値を創出するものであること。	導入 1-4. データ・AI利活用のための技術 1-5. データ・AI利活用の現場
項目④	● ただし数理・データサイエンス・AIは万能ではなく、その活用に当たっての様々な留意事項（ELSI、個人情報、データ倫理、AI社会原則等）を考慮することが重要であること。	心得 3-1. データ・AI利活用における留意事項 3-2. データを守る上での留意事項
項目⑤	● 実データ・実課題（学術データ等を含む）を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・AIの基本的な活用法に関すること。	基礎 2-1. データを読む 2-2. データを説明する 2-3. データを扱う

（出典）「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の創設について」（2020年3月 数理・データサイエンス・AI教育プログラム 認定制度検討会議）

＜応用基礎レベルの場合＞

- モデルカリキュラム（応用基礎レベル）に準拠し、3つの基本的要素（表2）に対応する授業科目を教育プログラムの修了要件としていること
（表2のモデルカリキュラム対応箇所について、改訂前モデルカリキュラム（応用基礎レベル）においては、「3-5」がなく、「3-10」は「3-9」となり番号が異なります。）
- 「大学等単位」の認定においては、学生が学部・学科に関わらず履修可能な形で開講されていること
- 「大学等単位」の認定においては、複数学部等（人文・社会科学等を含む）から教育プログラムの履修者がいること
- 「学部・学科単位」の認定においては、対象となる学部・学科で教育プログラムの履修者がいること

表2 【応用基礎レベル】で満たすべき基本的要素とモデルカリキュラムの対応箇所

項目	3つの基本的要素	モデルカリキュラム対応箇所
I	データ表現とアルゴリズム： データサイエンスとして、統計学を始め様々なデータ処理に関する知識である「数学基礎（統計数理、線形代数、微分積分）」に加え、A Iを実現するための手段として「アルゴリズム」、「データ表現」、「プログラミング基礎」の概念や知識の習得を目指す。	1-6. 数学基礎 1-7. アルゴリズム 2-2. データ表現 2-7. プログラミング基礎
II	A I・データサイエンス基礎： A Iの歴史から多岐に渡る技術種類や応用分野、更には研究やビジネスの現場において実際にA Iを活用する際の構築から運用までの一連の流れを知識として習得するA I基礎的なものに加え、「データサイエンス基礎」、「機械学習の基礎と展望」、及び「深層学習の基礎と展望」から構成される。	1-1. データ駆動型社会とデータサイエンス 1-2. 分析設計 2-1. ビッグデータとデータエンジニアリング 3-1. AIの歴史と応用分野 3-2. AIと社会 3-3. 機械学習の基礎と展望 3-4. 深層学習の基礎と展望 3-5. 生成AIの基礎と展望 3-10. AIの構築と運用
III	A I・データサイエンス実践： 本認定制度が育成目標として掲げる「データを入り社会にかかわる課題の解決に活用できる人材」に関する理解や認識の向上に資する実践の場を通じた学習体験を行う学修項目群。応用基礎コアのなかでも特に重要な学修項目群であり、「データエンジニアリング基礎」、及び「データ・A I活用企画・実施・評価」から構成される。	項目I及びII AI・データサイエンス実践（演習や課題解決型学習）＜データ・AI活用企画・実践・評価＞

（出典）「数理・データサイエンス・A I教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）」の創設について」（2021年3月 数理・データサイエンス・A I教育プログラム 認定制度検討会議）より一部改編

【留意点】

- ・ 卒業要件上、全学必修科目として開講することを求めるものではありません
- ・ 「複数学部等（人文・社会科学等を含む）」に関する定義

複数学部等：大学においては2つ以上の学部、短期大学・高等専門学校においては2つ以上の学科のことを指す。

ただし、単一学部のみ大学、単一学科のみ短期大学・高等専門学校においては、2つ以上の専門分野等

人文・社会科学等：学校基本調査の「学科系統分類表」のうち、次の分類

大学は「理学」「工学」「農学」「保健」「商船」以外の学部

短期大学は「工業」「農業」「保健」以外の学科

高等専門学校は「工業」「商船」以外の学科

2. 変更（廃止）の手続き

認定を受けた教育プログラムの根幹である「教育プログラム名」「修了要件」「構成する授業科目」に変更が生じる場合には、変更届の提出を求めるとともに、シラバスの変更など軽微な変更のみの場合には、変更届の提出を求めないこととしています。また、認定を受けた教育プログラムを廃止する場合には、廃止届の提出が必要ですが、詳細は、次ページ「(3) 変更届の提出可否と軽微な変更の考え方」及び別紙「変更届・廃止届の申請が必要な変更について」を参照してください。

(1) 変更・廃止の届出時期、方法

変更・廃止の時期にかかわらず、プログラムの変更または廃止が生じると判明し次第、所定の受付期間内に提出してください。なお、以下の届出受付期間に間に合わない場合には、翌年度以降、実際に変更したタイミングで提出いただくことでも差し支えございません。

(例) 令和8年度からプログラムの構成科目を変更することが令和7年度で判明した場合
⇒令和7年度の指定期間内に変更届を提出

【届出方法】

- 以下の「変更・廃止申請フォーム」より、必要事項を記載してください。
○変更・廃止申請フォーム: <https://forms.office.com/r/cVZkX6KgWc>
- 変更届の場合には、「(2) 変更届において提出が必要な資料」で必要となる書類も確認してください。

【届出受付期間】

令和7年10月14日(火)～12月8日(月)17時 まで

【届出後】

提出いただいた内容について、不明な点や修正すべき点があった場合のみ、届出後2週間以内に、変更・廃止申請フォームに記載いただいた連絡先に文部科学省よりご連絡いたします。

届出2週間を経過しても連絡がない場合には、受理されたものとみなしていただいて差し支えありません。

(2) 変更届において提出が必要な資料（廃止届の場合は不要）

認定を受けるために申請した当時の提出書類(認定後、変更届を提出している場合には、直近の変更届時に提出した資料)に、変更箇所を赤字見え消しにて記載してください。

以下の①～⑤を1つのフォルダにまとめたものを、以下のリンク先に格納してください。なお、届出の必要がない変更点についても併せて修正することは妨げません。

フォルダ名(2025年10月31日提出の場合): **251031【応用基礎】〇〇大学(変更届)**

【資料格納用リンク】

リテラシーレベル: <https://mext.ent.box.com/f/11d0022728e941048e3d9fed9b8fb4c3>

応用基礎レベル: <https://mext.ent.box.com/f/aaf22853062c4e6887c1c9b5912c9d46>

① 変更後の申請様式(Excel 形式)

ファイル名: 「01【応用基礎】〇〇大学(変更後の申請様式)」

認定を受けるために申請した当時の様式に、変更箇所を赤字見え消しにしてください。

② 変更後のシラバス等(PDF 形式)

ファイル名: 「02【応用基礎】〇〇大学(変更後のシラバス)」

構成する授業科目を変更した場合に、構成する授業科目の内容がわかる資料を提出してく

ださい。また、単位互換等を実施している場合、協定書等を該当の科目の後に添付して提出してください。

- ③ 変更後のプログラムが全学部等が開講されていることがわかる資料(PDF形式)

ファイル名:「03【応用基礎】〇〇大学(変更後のカリキュラムマップ)」

構成する授業科目を変更した場合に、当該科目が大学においては学部、短期大学・高等専門学校においては学科(応用基礎レベルの学部・学科単位の場合は、認定を受けている学部または学科)の所属にかかわらず、履修可能な形となっているか確認できる資料(カリキュラムマップ)を提出してください。

- ④ 取組概要(PowerPoint形式 1ページ以内)

ファイル名:「04【応用基礎】〇〇大学(変更後の取組概要)」

申請時に提出した取組概要を届出時点の内容にリバイスしてください。(取組例として当省で使うことがありますので、公表してもよいものとしてください。

- ⑤ ①～④を結合したファイル一式(PDF形式)

ファイル名:「05【応用基礎】〇〇大学(書類一式)」

必要書類を順番に並べて1つのファイルにまとめてください。また、提出する届出書類一式は、申請書と同様、提出前に貴学のHPにおいて公表してください。

(3) 変更届の提出可否と軽微な変更の考え方

令和4年度に認定を受けた教育プログラムについては、様式2-1、2-2、4-1及び4-2の内容、令和5年度以降に認定を受けた教育プログラムについては、様式1の内容に変更が生じている場合は、変更届の対象となり得ます。これら以外の内容のみの場合、軽微な変更とし、変更届の提出は不要ですが、認定を受けた教育プログラムのホームページの内容は変更後の内容に反映してください。

なお、令和3年度に認定を受けた教育プログラムについては、認定期間の更新(再認定)手続と重複することも踏まえ、変更届の提出は不要です。

また、学部改組等により、教育プログラムの認定要件を満たさなくなった場合は、廃止届の提出が必要となります。

以下はこれまでの問合せ等を踏まえたケースの考え方を整理していますので、参考にしてください。

- ① 応用基礎レベル(学部・学科単位)で認定を受けている場合に、応用基礎レベル(大学等単位)に変更したい場合

⇒認定要件が学部・学科単位と大学等単位では異なるため、変更届ではなく、大学等単位への拡大という形で新規で申請してください。なお、学部・学科単位で認定を受けた教育プログラムについて、廃止届を提出する必要はありません。

- ② A学部で応用基礎レベル(学部・学科単位)の認定を受けている場合に、B学部で応用基礎レベル(学部・学科単位)の認定を受けたい場合

⇒B学部で認定要件を満たしているか審査が必要ですので、変更届ではなく、B学部の学部・学科単位で申請してください。

- ③ リテラシーレベルや応用基礎レベル(大学等単位)で、プログラムの対象となる学部が変更(追加、削除)になる場合

⇒認定を受けている教育プログラムの修了要件が「学部・学科によって相違しない」で、かつ、変更後(例えば、学部の新設)においても、プログラムの修了要件が同一の場合には、変更届の提出は不要です。

⇒一方で、対象となる学部の変更に伴い、例えば、新設学部における教育プログラムの修了要件が異なる場合には、様式1(あるいは様式2-1)を複製のうえ、当該学部の修了要件

等を記載の上、変更届を提出してください。

⇒新設学部により教育プログラムが全学開講ではなくなった場合、廃止届を提出してください。

④ 応用基礎レベル(学部・学科単位)で認定を受けている学部を改組する場合

⇒認定を受けている学部を母体とした改組で、修了要件やプログラム構成科目に一部変更が生じても、教育プログラムの実施体制が継続されるようであれば、変更届を提出してください。

【応用基礎レベル(学部・学科単位)の認定を受けている A 学部を母体に、B 学部を新設した(大学設置の手續上、「届出設置」に該当する)場合】

⇒B 学部でも教育プログラムを継続する場合は、変更届を提出してください。教育プログラムを継続しない場合は、廃止届を提出してください。

【応用基礎レベル(学部・学科単位)の認定を受けている A 学部を廃止し、B 学部を新設した(大学設置の手續上、「認可案件」に該当する)場合】

⇒A 学部の教育プログラムの廃止届を提出してください。B 学部で応用基礎レベルの認定を希望する場合には、変更届ではなく、教育プログラムの履修実績をもとに新規で申請が必要です。

(令和8年度に B 学部を新設し、令和9年度に教育プログラムの履修が開始した場合、令和10 年度に新規で申請が可能)

【応用基礎レベル(学部・学科単位)の認定を受けている A 学部と認定を受けていない B 学部を統合して、C 学部を新設した(大学設置の手續上、「届出設置」に該当する)場合】

⇒C 学部でも教育プログラムを継続する場合は、変更届を提出してください。教育プログラムを継続しない場合は、廃止届を提出してください。

【応用基礎レベル(学部・学科単位)の認定を受けている A 学部と認定を受けていない B 学部を廃止し、C 学部を新設した(大学設置の手續上、「認可案件」に該当する)場合】

⇒A 学部の教育プログラムの廃止届を提出してください。C 学部で応用基礎レベルの認定を希望する場合は、変更届ではなく、プログラムの履修実績をもとに新規で申請が必要です。

⑤ 学校の統廃合に伴う認定状況の整理

⇒いずれかの学校で認定を教育プログラムが統廃合も継続され、認定要件を満たしている場合、変更届を提出してください。

【令和5年度にリテラシーレベルの認定を受けている A 大学と、認定を受けていない B 大学を統合して、C 大学を設置する場合】

⇒リテラシーレベルの教育プログラムを C 大学でも継続する場合は、認定要件を満たしているかどうか確認のうえ、変更届を提出してください。

⇒認定期間は A 大学で認定を受けた際の期間が継承となります。

(C 大学の認定期間: R5.4.1～R10.3.31)

【令和6年度に応用基礎レベル(大学等単位)の認定を受けている A 大学と、令和7年度に応用基礎レベル(大学等単位)の認定を受けている B 大学を統合して、C 大学を設置する場合】

⇒C 大学でも教育プログラムを継続する場合、認定要件を満たしているかどうか確認のうえ、変更届を提出してください。

⇒C 大学の教育プログラムが A 大学の教育プログラムを母体としている場合、認定期間は A 大学で認定を受けた際の期間が継承となります。

(C 大学の認定期間: R6.4.1～R11.3.31)

⑥ 改訂版モデルカリキュラムへの対応に基づく変更について

⇒令和7年度以前に認定を受けた応用基礎レベルの教育プログラムのうち、令和6年2月に改訂されたモデルカリキュラムに対応したプログラムの変更をされた場合、修了要件やプログラムの構成科目に変更がなければ、変更届の提出は不要です。

(4) 届出フォームへの記載 (変更届)

フォームへの入力における記載要領は以下のとおりとなります。

1. どちらの提出ですか。
・「変更届」を選択してください。
2. 学校名
・届出時点の学則に記載されている名称を記載してください。
3. 大学等の設置者
・学校教育法第2条に基づき、届出時点の設置者名を記載してください。
(記載例: 国立大学法人〇〇、学校法人〇〇)
4. 設置形態
・「国立大学」、「公立大学」、「私立大学」、「公立短期大学」、「私立短期大学」、「高等専門学校」から選択してください。
5. 所在地
・届出時点の本部の所在地(都道府県名及び市区町村名)を記載してください。
6. プログラム名
・認定されたプログラムの正式名称を記載してください。変更があった場合は、15. 変更内容にも記載してください。
7. 対象区分
・今回届け出る教育プログラムの対象区分を1つ選択してください。
8. 実施学部(短期大学・高等専門学校の場合は学科)
・応用基礎レベルの学部・学科単位の教育プログラムにおいて、実施している学部・学科を記載してください。
9. 認定年度
・認定通知書に記載の年度を記載してください。
10. プログラムを改善・進化させるための体制(委員会・組織等)
・届出時点におけるプログラムについて不断の改善を図るための委員会・組織等の名称を記載してください。
11. 教育プログラム概要の公表 URL
・届出時点における教育プログラムの概要等を公開している URL を記載してください。
12. プログラムの自己点検・評価を行う体制(委員会・組織等)
・届出時点におけるプログラムについて適切な視点・項目に基づいた自己点検・評価、外部評価等を定期的に実施している委員会・組織等の名称を記載してください。
13. 教育プログラムの自己点検・評価結果の公表 URL
・届出時点における自己点検・評価の結果や不断の改善・進化に向けた取組について、公開している URL を記載してください。
14. プログラムを構成している授業科目について
・リテラシーレベル又は応用基礎レベルの大学等単位の教育プログラムの場合は、「全学部・学

科に開講されている」を応用基礎レベルの学部・学科単位の教育プログラムの場合は「学部・学科に開講されている」を確認の上、チェックをしてください。

15. 変更内容(①変更事項)

- ・変更が生じる具体的な項目(教育プログラムの名称・授業科目・修了要件・教育プログラム概要の公表 URL・自己点検・評価結果の公表 URL)を記載してください。
- ・変更事項が複数ある場合は事項別に番号を付すなど、分かりやすく記載願います(以下16～19も同様)。

16.17. 変更内容(②変更前、③変更後)

- ・変更前、変更後の内容を記載してください。

18. 変更内容(④変更年月日)

- ・変更見込の年月日を記載してください。

19. 変更内容(⑤変更理由)

- ・変更理由を簡潔に記載してください。

20. ～23. 連絡先(①所属部署名、②担当者名、③E-mail ④電話番号)

- ・可能な限り E-mail は複数人が確認可能なアドレスを記載してください。

24. 変更内容は HP に反映されていますか。

- ・確認の上、チェックをしてください。

(5) 届出フォームへの記載(廃止届)

フォームへの入力における記載要領は以下のとおりとなります。

1. どちらの提出ですか。

- ・「廃止届」を選択してください。

2. 学校名

- ・届出時点の学則に記載されている名称を記載してください(法人名は不要です)。

3. 大学等の設置者

- ・学校教育法第2条に基づき、届出時点の設置者名を記載してください。

(記載例: 国立大学法人〇〇、学校法人〇〇)

4. 設置形態

- ・「国立大学」、「公立大学」、「私立大学」、「公立短期大学」、「私立短期大学」、「高等専門学校」から選択してください。

5. 所在地

- ・届出時点の本部の所在地(都道府県名及び市区町村名)を記載してください。

6. プログラム名

- ・認定されたプログラムの正式名称を記載してください。

7. 対象区分

- ・今回届け出る教育プログラムの対象区分を1つ選択してください。

8. 認定年度

- ・認定通知書に記載の年度を記載してください。

9. 廃止年月日

- ・廃止(見込)年月日を記載してください。

10. 廃止理由

- ・廃止理由を簡潔に記載してください。

11. ～14. 連絡先(①所属部署名、②担当者名、③E-mail、④電話番号)

- ・可能な限り E-mail は複数人が確認可能なアドレスを記載してください。

15. HP は変更しましたか。

- ・確認の上、チェックをしてください。

(別紙)

変更届・廃止届の申請が必要な変更について

1. 変更届の提出が必要な変更

- 教育プログラムの名称変更
- 構成する授業科目の変更(科目名称の変更を含む)
リテラシーレベル: 5つの審査項目にかかる授業科目の場合
応用基礎レベル: 応用基礎コアⅠからⅢにかかる授業科目の場合
- 修了要件の変更(プログラムにおける必須・選択の変更を含む)
- 応用基礎レベル(学部・学科単位)の認定を受けている学部または学科の名称変更

2. 変更届の提出が必要のない変更

- 大学等名称の変更
- 設置者名の変更
- 教育プログラム概要の公表 URL の変更
- 自己点検・評価結果の公表 URL の変更
- プログラムに関わる教員の変更
- 入学定員、収容定員の変更
- プログラムの運営責任者の変更
- プログラムを改善・進化させるための体制や自己点検・評価を行う体制の責任者や構成員の変更
- 構成する授業科目の変更(選択項目(オプション)に該当する授業科目にかかる場合のみ)
- 参考資料の変更(シラバス、カリキュラムマップ等)
- HP 上で公表している内容の変更

※変更届の申請が必要のない変更であっても、各大学の HP においては最新の情報を掲載してください。

また、上述の変更以外にプログラムに大きな影響を及ぼすと考えられる変更がある場合には個別に相談願います。

3. 廃止届の提出が必要な変更

- リテラシーレベル、応用基礎レベル(大学等単位)の教育プログラムが全学開講では無くなった場合
- 応用基礎レベル(学部・学科単位)の教育プログラムが当該学部・学科全体に対する開講では無くなった場合
- 5つの審査項目(リテラシーレベル)、3つの基本的要素(応用基礎レベル)に対応する授業科目が修了要件ではなくなった場合
- 当該教育プログラムの名称、当該教育プログラムにおいて身に付けることのできる能力、修了要件、開設される授業科目、授業の方法及び内容並びに実施体制を記載した当該教育プログラムを実施するための計画の策定及び公表を実施しなくなった場合
- 学生に対し当該教育プログラムの履修を促す取組を実施しなくなった場合
- 当該教育プログラムの自己点検・評価の実施及びその評価結果を公表しなくなった場合
- 履修者に関して、複数学部等(人文・社会科学等を含む)からの実績がない場合
- 応用基礎レベルの大学等単位の教育プログラムを学部・学科単位の教育プログラムに変更する場合(別途、応用基礎レベル(学部・学科単位)の申請が必要です)